

## 随意契約理由書

件名	蓄電池試験装置修理業務	
契約の相手方	(株)兵庫蓄電池	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務で修理する蓄電池試験装置(以下、「当該装置」という)は、当局地下鉄車両に搭載する蓄電池の劣化度を評価・判定する為に行う容量試験に必要な装置である、 当該装置の修理には、当局地下鉄車両に搭載する蓄電池の仕様、および当局が保有する当該装置を構成する部品・回路・その他仕様について熟知し、部品の互換性等を考慮できる知識が必要不可欠である。 上記条件を満たす業者は、当局が搭載する蓄電池の製造メーカー(株)GSユアサ)の代理店であり、かつ、当該装置を納入した(株)兵庫蓄電池のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係	(電話番号 791-6582 )